

メキシコ政治情勢（12月）

〈概要〉

【内政】

- ・ 1日、ロペス・オブラドール氏がメキシコ合衆国大統領に就任した。
- ・ 1日、ガルシア新ベラクルス州知事が就任した。
- ・ 5日、シェインバウム新メキシコ市長が就任した。
- ・ 6日、アルファロ新ハリスコ州知事が就任した。
- ・ 8日、エスカンドン新チアパス州知事が就任した。
- ・ 12日、ロペス・オブラドール大統領は前政権下で実施された教育改革の中止に関する発議を連邦下院に提出した。
- ・ 14日、アロンソ新プエブラ州知事が就任した。
- ・ 14日、連邦検察総局基本法（Ley Organica de la Fiscalia General de la Republica）が公布された。
- ・ 24日、アロンソ・プエブラ州知事及びモレノ・バジェ上院議員らが乗ったヘリコプターがプエブラ州内で墜落し、同2名を含む乗員5名が死亡した。
- ・ 26日、2019年1月1日からの最低賃金引き上げに関する政府公報が発表された。

【外交】

- ・ 1日、ロペス・オブラドール大統領は、マドゥーロ・ベネズエラ大統領を含めて大統領就任式に出席した各国首脳らと面会した。
- ・ 1日、ロペス・オブラドール大統領は、「中米北部三カ国の統合的開発プラン」合意文書への署名を行った。
- ・ 2～3日、エブラル外相は米国を訪問し、ポンペオ米国国務長官らと会談した。
- ・ 10～11日、エブラル外相はモロッコで開催された「移住グローバル・コンパクト」採択会合に出席した。
- ・ 18日、墨外務省は、メキシコ南部と中米の経済開発及び協力に関する墨米両国の基本方針に関するプレスリリースを発表した。
- ・ 19日、墨内務省他は、墨政府の新たな移民政策を発表した。
- ・ 20日、墨外務省は、EU諸国の外交団に対し、中米統合的開発プランに関する説明会を実施した。
- ・ 20日、墨外務省は、米政府の発表した不法移民管理に関する新措置に対する墨政府の立場についてプレスリリースを発出した。
- ・ 20日、墨外務省は、「アヴェナその他のメキシコ人」事件に関するICJ判決に関する国連総会での総会決議案の可決について、プレスリリースを発出した。

〈内政〉

1 ロペス・オブラドール大統領の就任

1日、ロペス・オブラドール新大統領（AMLO）の大統領就任式及び関連公式行事が行われたところ、当地報道に基づく概要は以下のとおり。なお、我が国からは中曽根弘文参議院議員が特派大使として大統領就任式及び新大統領主催午餐会に出席した。

(1) 連邦下院議会における大統領就任式

(ア) 連邦下院議会において、9時からセッションが開始され、上院及び下院議員らが大統領就任を踏まえた各会派の立場表明演説を行った。

(イ) 11時から11時15分頃にかけて、ペニャ・ニエト大統領、AMLOがそれぞれ下院に到着し、11時20分から大統領就任式が開始された。

(ウ) 11時22分、AMLOは議会で宣誓を行った。ペニャ・ニエト大統領は大統領綬を、ムニョス・レド下院議長に手渡し、同議長はAMLOに大統領綬を手渡した。

(エ) 11時30分、AMLOは約1時間にわたり大統領就任演説を行った（演説概要は以下(2)のとおり）。

(オ) 同式典には、新閣僚、連邦上下両院議会議員、各国代表者、各国駐墨大使らが出席した。

(2) 大統領就任演説概要

(ア) 第4次改革：独立戦争（1810－1821年）、レフォルマ（1854－1867年）、メキシコ革命（1910－1940年）の3回の変革に続く第4次変革をもたらす。メキシコの再生を阻んでいる汚職と不処罰を撲滅する。

(イ) 新自由主義経済政策、エネルギー改革への批判：新自由主義経済は汚職と同義語である。過去36年間の経済モデルと汚職がメキシコに危機をもたらした。新自由主義政策を推進した時代に、政界と経済界が結託し、汚職は急激に増加した。エネルギー改革は我々を助けるために実施されると言われていたが、結果としてガソリン代、ガス代や電気代は上昇し、また、石油生産量もエネルギー改革時の想定を下回っている。

(ウ) 汚職：過去の汚職については今後捜査を行うことはしない。これからの汚職を防ぐことの方が重要である。汚職の厳罰化を進める。

(エ) 不処罰：憲法第108条を改正し、大統領及び高級官僚の不逮捕特権を廃止。

(オ) 経済政策：債務を増やさない。増税を行わない。メキシコ中央銀行の独立性を尊重。官民、国内及び海外投資を促進する。マヤ鉄道やテワンテペック地峡開発等のインフラ計画、ドス・ボカス製油所建設などを進める。北部国境地帯に経済特区を設置する。

(カ) 緊縮政策：高級官僚の給与を減額、高級官僚のための民間医療サービスの廃止、

政府専用機及びヘリコプターの売却，大統領の給与を前大統領の40%に減額等。緊縮政策の実施により社会福祉政策実施のための予算を捻出する。

- (キ) 治安計画及び国家警備隊の創設：全国を266の管轄区域に分ける。毎日朝6時に治安に関わる閣僚会議を行う。連邦警察は規律，訓練及びプロ意識に欠けており，州及び市警察においても汚職が深刻な問題となっている。治安問題に取り組むためには憲法を改正し，軍隊，海軍及び連邦警察から構成される国家警備隊を創設する必要がある。
 - (ク) 外交：憲法に則り，不干渉，民族自決，紛争の平和的解決，発展のための協力という外交原則を適用する。(AMLOは，就任演説の中で他国からの出席者を紹介(ただし副大統領級以上のみ)し，まず，米国の代表(ペンス副大統領及びイバンカ・トランプ大統領補佐官)，今次式典には出席していないトランプ大統領，トルドー・カナダ首相の名前を挙げ，北米自由貿易協定だけでなく，移民問題を解決する方法として中米及びメキシコの発展のために3カ国で協力して政府と企業との間で投資に係わる合意・協約を結ぼうと呼びかけた。)
 - (ケ) その他政策：教育改革の廃止，アヨチナパ教員養成学校生徒襲撃事件に関する真実究明委員会を設置，先住民国家機関の創設，若者の人材育成，高齢者への年金支給額の増額，障害者への年金支給，地震被災者の支援等。
 - (コ) 再選を目指すことはない。2年半後に国民投票を行い，自身が大統領職を続けるべきか否か国民に問う。
- (3) AMLO主催午餐会
- (ア) 14時45分より，国立宮殿において，AMLO主催の午餐会が開催された。午餐会には各国代表，各国駐墨大使らが出席した。
 - (イ) AMLOは，午餐会開始前に各国首脳級出席者との面会をそれぞれ行ったところ，詳細は〈外交〉1.のとおり。
- (4) 「文化の祭典」
- (ア) 17時，AMLOは，大統領就任を祝い憲法広場において開催された「文化の祭典」に参加した。メキシコ市公共治安局の発表によると，同祭典には約16万人が参加した。
 - (イ) 憲法広場に設置されたステージに登壇したAMLOは，先住民代表らから，「浄化の儀式」を受けた後，「指導者の杖」(Baston de mando)を受け取った。
 - (ウ) 17時40分頃，AMLOは，同ステージにおいて，1時間40分にわたり墨国民に向けた演説(演説概要は[こちら](#))を行った。演説において，AMLOは，「メキシコ(の政治)を浄化する」と宣言した上で，「第4次変革」における諸政策「100の政府公約」(先住民への特別な配慮，貧困層，若者に向けた社会福祉政策，治安対策等)について延べ，1年ごとに憲法広場において同公約の進捗状況について確認することを約束した。

(エ) 20時、演説を終えたAMLOはメキシコ市内への自宅へと戻った。

2 各州新知事の就任

本年7月1日の選挙において当選した5州知事（メキシコ市長含む）がそれぞれ就任したところ、概要は以下のとおり。

- (1) 1日、ガルシア新ベラクルス州知事（国家再生運動（MORENA）所属）の就任式が行われた。同就任式は、ユネス前ベラクルス州知事が不在のまま行われた。就任演説において、ガルシア州知事は、自身の給与の23%減額やその他高級官僚の給与の減額など州政府において緊縮策を実施する旨発表した。
- (2) 5日、シェインバウム新メキシコ市長（MORENA所属）の就任式が行われた。同就任式には、AMLOをはじめ、アミエバ前メキシコ市長、メキシコ市議会やメキシコ市司法府から多数が出席した。シェインバウム市長は、連邦政府の推進する緊縮策をメキシコ市政府においても実施するとともに、治安対策や汚職対策を優先的に実施していく旨述べた。
- (3) 6日、アルファロ新ハリスコ州知事（市民運動（MC）所属）の就任式が行われた。同就任式には、連邦政府代表としてサンチェス内務相が出席した他、17州知事らが出席した。就任演説において、アルファロ州知事は、今後連邦政府と連携して州政府運営を行っていくが、決して手放しで政策を受け入れる訳ではないと述べた。
- (4) 8日、エスカンドン新チアパス州知事（MORENA所属）の就任式が行われた。就任式はAMLO出席の下行われ、エスカンドン州知事は、就任演説において州政府の開発プランを発表した。同州知事は、経済政策の向上、州の発展、雇用創出、債務削減等が今後の優先課題であると述べた。
- (5) 14日、アロンソ新プエブラ州知事（国民行動党（PAN）所属）の就任式が行われた。アロンソ州知事は、就任演説において、（意見や考えの）相違に関わらず州の発展のために協力していこうと市民らに対し訴えた。2018年のプエブラ州知事選挙を巡っては、次点となったMORENAのバルボサ候補が、アロンソ陣営の不正を訴え、選挙の無効を連邦選挙裁判所に訴えていたが、12月8日に同裁判所は選挙の正当性を認める判決を出した。

3 教育改革中止に関する発議

12日、AMLOは、ペニャ・ニエト前政権下で実施された教育改革を中止し、全てのレベルにおいて無償教育を提供する憲法改正発議を連邦下院に提出したところ、当地主要紙報道に基づく概要は以下のとおり。

- (1) 12日朝の定例記者会見において、AMLOは上記発議に署名し、新しい教育プランを実施する旨述べた。
- (2) 同記者会見に同席したモクテスマ公共教育相は、メキシコの教育が抱える問題の責

任を教員だけに負わせたのは正しくなかったと述べ、国家教育評価機関（INEE）の廃止や教員の再評価を行うための機関の創設等を発表した。また、新たな教育プログラムでは、道徳、歴史、芸術、スポーツや環境保護に関する授業を義務付ける旨述べた。

- (3) 同憲法改正発議は、連邦下院において議席数の3分の2以上の賛成を得られた場合、上院に送られる。上院で同様に3分の2以上の賛成を得て可決された場合、全国32の州議会の過半数（17州以上）の賛成を得て、憲法改正が可能となる。

4 連邦検察総局基本法の公布

14日、連邦検察総局基本法（Ley Organica de la Fiscalia General de la Republica）が公布されたところ、当地主要紙報道に基づく同法公布までの流れ及び今後の手続きに関する概要は以下のとおり。なお、連邦検察庁（PGR）から連邦検察総局（FGR）への改組は、ペニャ・ニエト政権の政治・選挙制度改革における改正点の一つであり、2014年に連邦検察総局の設置や検察長官の指名方法に関し憲法第102条が改正されていた。他方、連邦検察総局基本法は2014年9月に行政府から下院に法案が提出され、同年12月下院で可決された後上院に送られたが、上院での審議が中止されたままになっていた。本年9月に与党国家再生運動（MORENA）が、改めて同法案を策定し、上院に提出していた。

(1) 法案可決・公布までの流れ

(ア) 連邦上院における審議

(i) 本年11月15日、上院において、連邦検察総局基本法が賛成70票、反対47票で可決された。与党国家再生運動（MORENA）及び同党と連立を組む政党が賛成票を投じた。

(ii) 国民行動党（PAN）、制度的革命党（PRI）及び市民運動（MC）は、同法案は連邦検察総局の独立性を保障するものではないとして反対した。

(イ) 連邦下院における審議：12月11日、下院において、連邦検察総局基本法が賛成296票、反対138票、棄権1票で可決された。

(ウ) 連邦検察総局基本法の公布：12月14日、政府公報において、連邦検察総局基本法が公布された。

(2) 検察総局長官の指名

(ア) 連邦上院による候補者リストの提出

(i) 12月19日、上院は長官候補者の募集を開始した。メキシコ国籍で応募規定を満たす者は誰でも応募可能。

(ii) 上院政策調整委員会において10名以上の候補者が選出され、同院で3分の2以上の賛成により承認を得た後、候補者リストを行政府に送る。モンレアル上院議員（MORENA会派長）は、候補者リストの承認に関わる投票を

明年1月20日までに行いたいと述べた。

- (イ) 大統領による候補者の選出：大統領は、上院が提出した候補者リストの中から3名を選出し、上院へ通知する。
- (ウ) 連邦上院議会における長官の指名：上院において、大統領が選出した3名の中から長官が指名される。指名には、議席の3分の2以上の賛成が必要となる。長官の任期は9年間。但し、重大な理由が認められた場合、大統領は長官を罷免することができる。

5 プエブラ州知事らの事故死

24日、アロンソ・プエブラ州知事及びモレノ・バジェ上院議員夫妻の搭乗していたヘリコプターが墜落し、両氏他3名の乗員・乗客が死亡したところ、当地「レフォルマ」紙報道に基づく概要は以下のとおり。

(1) 事故の概要・今後の調査

- (ア) 12月24日、プエブラ市のヘリポートからメキシコ市に向けて出発したヘリコプターがプエブラ州トラルテナンゴ付近で墜落した。
- (イ) ヘリコプターには、アロンソ・プエブラ州知事、モレノ・バジェ上院議員（上院政策調整委員会PAN会派長、元プエブラ州知事）他3名の乗員・乗客が搭乗しており、全員の死亡が確認された。
- (ウ) ドゥラソ治安・市民防災相は、ヘリコプターはアグスタ社製で、おそらく機械の不具合が原因で、離陸より10分後にプエブラ市空港から約6kmの地点に墜落した旨発表した。また、海軍省の専門家による捜査の結果、機内に爆発物はなく、燃料以外の物質は発見されなかった旨述べた。
- (エ) モラン通信運輸省次官は、同省が事故調査委員会に参加する旨発表するとともに、国外の民間航空当局関係者が調査に参加することになるだろうと述べた。同次官によると、現在カナダ及びヨーロッパ諸国の運輸安全委員会等と連絡をとり、国際的な専門家の今次事故調査への参加を打診している。

(2) プエブラ州知事の後任

- (ア) アロンソ・プエブラ州知事は、本年7月の州知事選挙において当選、本年12月14日に州知事に就任した。在任期間は10日間であった。
- (イ) アロンソ州知事の死亡を受け、ロドリゲス・プエブラ州政府局長（**Secretario General de Gobierno**）が暫定的に州知事業務の代行を務めることとなる。
- (ウ) プエブラ州法に基づき、プエブラ州議会は、州知事の絶対的欠位（**falta absoluta**）を発表し、臨時州知事を指名しなければならない。また、絶対的欠位の発表から3ヶ月以上5ヶ月以内に州知事選挙を実施しなければならない。
- (エ) 12月26日、ロドリゲス局長より、プエブラ州議会に対し、アロンソ・プエブラ州知事の死亡による絶対的欠位が通知され、州議会常設委員会において、同通

知が発表された。エスピノサ・プエブラ州議会議長は、全会一致での臨時州知事の指名を目指したいと述べた。

6 最低賃金引き上げに関する政府公報

26日、連邦政府は、最低賃金の引き上げに関する政府公報を発表したところ、概要は以下のとおり。

- (1) 2019年1月1日より、最低賃金が102.68ペソ/日、北部国境地域においては176.72ペソ/日に引き上げられる。
- (2) 政府公報によると、今次措置により、最低賃金が現在の88.36ペソから16.21%引き上げられ、社会開発政策評価議会（CONEVAL）が定めている福祉基準に達する。
- (3) 北部国境地域については、現行の最低賃金から100%の引き上げとなり、同最低賃金は、北部6州の43自治体において適用される。
- (4) 今回の最低賃金引き上げは、労働者階級の購買力の底上げをはかるため、新政権が推進している政策の一環である。

〈外交〉

1 ロペス・オブラドール大統領と大統領就任式出席者らの面会

- (1) 1日、ロペス・オブラドール大統領（AMLO）は、大統領就任式後に各国代表らを招いて行なった午餐会の開始前に、マドゥーロ・ベネズエラ大統領を含めて各国大統領就任式出席者（副大統領級以上）とそれぞれ面会した。
- (2) マドゥーロ大統領は、ベネズエラ大統領府広報のツイッター上に、自身とフローレス・マドゥーロ夫人、AMLO、グティエレスAMLO夫人が写っている写真を公表した。マドゥーロ大統領は、連邦下院で行われた大統領就任式には出席せず、国立宮殿で行われた午餐会にのみ出席した。マドゥーロ大統領は、AMLOの大統領就任への祝意と「素晴らしいメキシコがAMLOとともに左へと旋回する」とのメッセージを自身のツイッターに投稿した。

2 「中米北部三カ国の統合的開発プラン」合意文書への署名

12月1日、ロペス・オブラドール新大統領（AMLO）の就任式関連公式行事の終了後、AMLO、モラレス・グアテマラ大統領、エルナンデス・ホンジュラス大統領及びオルティス・エルサルバドル副大統領は、中米北部三カ国の統合的開発プランに係わる合意文書に署名したところ、12月1日付墨外務省プレスリリースに基づく概要は以下のとおり。

- (1) メキシコ、エルサルバドル、グアテマラ及びホンジュラスは、移民を抑制し、また、移民を生み出す構造的要因に対処しつつ、地域の開発及び機会を促進するための統

合的開発プラン策定のための基本的理念について合意した。

- (2) メキシコ南部，エルサルバドル，グアテマラ及びホンジュラスは相互の繋がりが深く共通点を広く有するところ，安全で秩序ある正規の移民を実現するためには地域統合の視点に立った適切なガバナンスが必要。また，責任の共有や人権の尊重という考え方に基づき，移民の出身地，通過地，目的地及び帰還先において適切に対応し，複雑な移民問題と向き合う必要がある。
- (3) 今回合意に至った施策の一環として，雇用創出及び貧困の撲滅のための具体的なプログラムやプロジェクト等を含む統合的開発プランを実行するための基金が設立される予定である。
- (4) 今次会合の出席者は，2019年第1四半期に，域内における機会の特定と統合，統合的開発プランの策定及びその実施を進めるに当たっては，国連ラテンアメリカ・カリブ経済委員会（ECLAC）の支援を得つつ，国連の持続可能な開発目標（SDGs）や2030アジェンダ，安全で秩序ある正規の移民のためのグローバル・コンパクトと整合性のとれた形で実行されるよう各国の外務省に指示する。
- (5) エルサルバドル，グアテマラ及びホンジュラス出席者からは，本件に係わるAML Oのイニシアチブに対し，謝意，評価の表明があった。
- (6) メキシコ政府は，今次イニシアチブを通じ，中米北部三カ国の社会開発を強化するとともに，移民を生み出す要因に統合的手法をもって対処していくことを約束する。

3 エブラル外相の訪米

2～3日，エブラル外相は，米国ワシントンを訪れ，ポンペオ米務長官らと会談を行ったところ，墨外務省プレスリリース，当地主要紙報道及び同外相のツイッターに基づく概要は以下のとおり。

(1) ポンペオ米務長官との会談

(ア) 12月2日，エブラル外相は，ポンペオ米務長官との会談を行い，二国間関係等について話し合った。

(イ) エブラル外相は，自身のツイッターに「今次会談は，友好的で，メキシコと米国の末永い相互理解のための一歩であった。ロペス・オブラドール新政権に対する（ポンペオ米務長官の）支援と敬意に感謝する」と投稿した。

(ウ) また，12月3日付「レフォルマ」紙の報道によると，エブラル外相は，「今次会談は，米国側に我々の意見を聴こうとする姿勢があることの表れである。また，我々が現在実施している，もしくはこれから実施しようとしている計画についての理解があることや，特に，世界的に最も発展している地域の一つにおいて，ともに発展及び経済成長を遂げることが可能であるということの表れでもある。」と述べた。

(2) ニールセン米国土安全保障長官との会談

- (ア) 「レフォルマ」紙によると、12月3日、エブラル外相は、ニールセン米国土安全保障長官と会談を行った。
- (イ) ホールトン米国土安全保障省広報官の発表によると、同会談において、両者は両国の利益に関わる分野における共通のビジョンについて、また、地域における共通のリーダーシップについて話し合った。
- (ウ) また、エブラル外相は、今後の経済・社会開発における共通のビジョンについて話し合うため、引き続き米国政府高官らとの会談を行っていく旨述べた。

4 エブラル外相の「移住グローバル・コンパクト」採択会合出席

エブラル外相は、12月10日及び11日に開催された「安全で秩序ある正規の移住のためのグローバル・コンパクト採択政府間会議」に出席したところ、12月10日付墨外務省プレスリリースに基づく概要は以下のとおり。

- (1) エブラル外相は、モロッコのマラケシュにおいて開催された「安全で秩序ある正規の移住のためのグローバル・コンパクト採択政府間会議」に出席し、メキシコは同コンパクト採択のために最もコミットした国であると述べるとともに、(採択国が)同コンパクトを採択したことを誇りに思えるようメキシコの移民政策を変える旨述べた。
- (2) また、エブラル外相は、グテーレス国連事務総長及びバチレ国連人権高等弁務官主催の下、同会場で開催された世界人権宣言70周年式典にも出席した。
- (3) エブラル外相は、メキシコのマルチ重視の方針や、全ての人の人権を保護・尊重するためのメキシコのコミットメントについて言及した。また、世界人権宣言は、国際平和及び正義、移民問題のような世界的試練に対する総体的且つ革新的な解決等の分野における前進を確認するための良い機会を我々に与えてくれると述べた。
- (4) ハイレベルなメキシコ代表団の今次政府間会議への参加は、移民の人権問題におけるメキシコの重要性を示すとともに、特に移民やその家族の人権に関する国内及び国際的なアジェンダを引き続き前進させるため、同盟や新たな連携を拡大していく姿勢を示している。

5 メキシコ南部及び中米の経済開発及び協力に関する基本方針の発表

12月18日、墨外務省は、メキシコ南部と中米の経済開発及び協力に関する墨米両国の基本方針に関するプレスリリースを発表したところ、概要は以下のとおり。

- (1) エブラル外相は、墨外務省において、墨米両国が、世界情勢の変化に対応し、自国民が直接恩恵を受けられるよう、二国間協力の近代化を図っていく旨発表した。エブラル外相は、地域における経済発展、給与水準の高い雇用、国民に対する機会の提供を促進していくと述べた。
- (2) 今次発表は、墨米の二国間関係の重要性を反映したものである。墨米両国の政府機

関、経済、家族、文化間の繋がりは二国間関係の基礎であり、両国の協力関係を強固にするものである。

- (3) 墨米両国は、メキシコ南部及び中米を繁栄させることを目的とし、同地域における経済開発及び投資を増大させるため二国間協力を強化・拡大することを約束する。両国は、メキシコ南部における経済成長と中米における繁栄、グッドガバナンス及び治安との間には強い関係性があると考えている。
- (4) 墨政府が右目的を達成するために、エルサルバドル、グアテマラ及びホンジュラス政府と合同で発表した統合的開発プランに対し、米国政府は賛意を示した。墨米両国は、地域的及び国際的なパートナーとともに、移民を生み出す原因に対処し、(中米)国民が家族と一緒に自分の家でより良い暮らしができるよう、繁栄する安全な中米を実現するための事業を率先して行っていく。
- (5) 墨米両国は、中米北部三カ国の「繁栄のための同盟計画」に基づき、中米の治安改善、グッドガバナンス及び繁栄のための協力を引き続き行っていく。米国は、中米北部3カ国における政府機関刷新及び経済開発のために官民併せて合計58億ドルを拠出する旨約束した。また、両国は、民間セクターや開発銀行とも協力し、中米北部3カ国における投資と経済開発を促進する。地域における投資をより良い方向に導くため、両国の国際開発における財務関連リソースを活用していく。
- (6) また、エブラル外相は、中米における戦略的枠組みについて話し合うため、両国政府が来年1月末に閣僚級会合を行う旨発表した。両国政府は、ハイレベルによるワーキンググループを設け、右枠組の策定、実施、進捗状況のモニタリングを行っていく。
- (7) エブラル外相は、「墨米両国は民間セクター及び開発関係機関における協力を強化し、メキシコ南部におけるインフラ整備の拡大、雇用機会の創出を行う予定である。墨政府は、今後5年間で250億ドルの予算投入を含むメキシコ南部地域の開発を約束している。他方、米国政府は海外民間投資公社(OPIC)を通じ、メキシコにおける公共及び民間投資を合計48億ドルまで増大させる予定である。右合計投資額のうち、2億ドルはメキシコ南部におけるプロジェクトに適用される。米国政府は、墨政府との対話においてメキシコにおける公共及び民間投資の更なる増大の可能性を探っていく」と述べた。
- (8) エブラル外相は、墨米両国が明年第1四半期中に、米国、メキシコ及び他国の民間セクター代表が出席する企業サミットを開催する旨述べ、同サミットにおいて特にメキシコ南部及び中米北部三カ国に焦点をあてた投資及びビジネスの機会拡大を探っていくと述べた。

6 新移民政策の発表

19日、墨内務省他は、墨政府の新たな移民政策を発表したところ、20日付「レフォ

ルマ」紙報道に基づく概要は以下のとおり。

- (1) ギレン国家移住局（I N M）局長は、これまでグアテマラ人とベリーズ人にも適用されてきた労働者及びその他の越境者向け許可証プログラムを、ホンジュラス人及びエルサルバドル人入国者に対しても適用拡大する旨述べた。また、現在、同プログラムにより、当該国籍者はチアパス州、カンペチェ州、キンタナロー州及びタバスコ州においてのみ滞在もしくは就労することができるが、ギレン局長は、オアハカ州及びユカタン州を新たに滞在・就労可能地域に加える旨発表した。
- (2) また、ギレン局長は、墨南部及び東南部において、国内外からの投資が増大する旨言及し、同地域における労働市場が拡大するだろうと述べた。同局長によると、毎年米から70～75万人が就労を目的としてメキシコに入国している。
- (3) さらに、子供の移民及び子供の難民申請者のための特別委員会の創設についても発表された。同委員会は、国家子供・青少年保護システム（Sipinna）とI N Mによって運営される。
- (4) ブシオ Sipinna 代表は、子供の移民に関し、I N Mだけでなく、各州及び市の家族統合発展システム（D I F）、行政府、立法府、司法府の全ての機関が対応しなければならない課題であると述べた。また、同代表によると、2015年の難民申請件数2万7千件のうち約25%は子供または青少年に係るものであり、2016年には4万人の未成年の移民が本国に送還された。
- (5) その他の施策は以下のとおり。
 - (ア) I N M及びメキシコ難民支援委員会の強化・改革。
 - (イ) 新移民政策は、連邦政府機関、州・市政府の参加の下、外務省及び内務省が主導。
 - (ウ) 人権保護及び社会経済開発を基本方針とする。
 - (エ) 移民に対する差別、疎外、犯罪者扱いに反対するためのキャンペーンを全国で展開。
 - (オ) 国連において152カ国により採択された「安全で秩序ある正規移住のためのグローバル・コンパクト」に則った政策を実施する。

7 EU諸国外交団への中米統合的開発プラン説明会の実施

20日、墨外務省は、EU諸国が中米統合的開発プランへの参加を検討している旨のプレスリリースを発出したところ、概要は以下のとおり。

- (1) 12月20日、墨外務省においてエブラル外相と、ルディシュハウザー駐墨EU大使、EU加盟国の駐墨大使及び代表、ベタタ国連ラテンアメリカ・カリブ経済委員会（ECLAC）メキシコ地域事務所代表が会合を行い、12月1日にメキシコ、グアテマラ、ホンジュラス及びエルサルバドルの大統領が署名した「中米のための統合的開発プラン」についての説明が行われた。
- (2) 説明終了後、ルディシュハウザー大使は、EU加盟国及び地域は、メキシコと価値

を共有し、緊密で良好な関係を有しており、メキシコ側の提案には常に注視していると述べた。また、同プランについての説明の機会を設けたことに対し、墨外務省への謝意を表明した。

- (3) ルディシュハウザー大使は、持続可能なプロジェクトを通じ、地域の社会開発・経済的機会を促進し、移民の原因である貧困や社会格差に対処する同プランは興味深いものであり、右は国際的なビジョンやEUの理念とも一致するものであると述べた。同大使は、EUとして協力が可能な分野を特定し、EUの持つ経験やキャパシティを活用するため、同プランを細部にわたり検討したいと述べた。
- (4) また、ルディシュハウザー大使は、EUはすでに同地域において様々なプログラムを展開しており、同プランの目的とEUのプログラムにおける努力が互換性のあるものになるような方法を探っていくと述べた。
- (5) ルディシュハウザー大使は、同プランの進捗状況について今後も注視するため、墨外務省への情報提供を依頼するとともに、EUは地域統合の分野において50年以上の経験を持っているため、その経験を活かし、地域において最良の結果が出るように協力可能な分野を特定し、参加していきたいと述べた。

8 米国の移民政策に対する墨政府の立場

20日、墨外務省は、米政府の発表した不法移民管理に関する新措置に対する墨政府の立場についてプレスリリースを発出したところ、概要は以下のとおり。

- (1) 12月20日朝、米政府より墨政府に対し、米国土安全保障省がメキシコ国籍を持たない外国人を米国における移民手続期間中にメキシコに送還させる移民国籍法の条項（移民国籍法第235条（b）（2）（c））を発動させる旨の通達があった。
- (2) 墨政府は、我が国の移民政策に基づき、自国領土への外国人の入国を承認または拒絶する主権を有する点を改めて確認する。右に基づき、墨政府は、米国領土内で庇護申請手続を開始または継続している移民、特に未成年の移民らのために以下の措置をとることとする。
 - (ア) 人道上の理由から、米国から送還される特定の外国人の入国を一時的に許可する。
特定の外国人とは、（メキシコを経由し）米国の入国管理ポイントから入国した者もしくは入国管理ポイント付近で拘束された者で、米国の移民当局による面接を受け、移民裁判所への「出頭通知」を受領している者である。右は、メキシコの国内法、「難民の地位に関する条約」、「拷問等禁止条約」等の国際約束に基づくものである。
 - (イ) 「出頭通知」を受領した外国人に対し、人道上の理由からメキシコへの入国を許可し、人道上の理由による滞在許可を付与するとともに、複数回にわたりメキシコへ出入国することを許可する。
 - (ウ) 「出頭通知」を受領した外国人は、メキシコ合衆国憲法及び移民法等のメキシコが

批准している国際条約において保障されている人権及び自由を享受する。生活のために必要となる資金を確保するための就労許可申請の機会等において、人権に配慮した、差別のない平等な扱いを受ける。

- (エ) 墨米各政府の措置について、米国移民裁判所における聴聞会への「出頭通知」を受領した移民らがメカニズム構築の過程に参加でき、情報や法的サービスへのアクセスが保障されるよう、両国政府間の技術的レベルでの調整を今後行っていく。
- (3) 墨米各政府の今次措置は、メキシコを経由地とする移民らに対し、メキシコでの庇護申請を行うことを義務づける「安全な第三国」スキームに依拠するものではない。今次措置は、米国における庇護申請手続を手助けするためのものである。なお、右は、外国人がメキシコで難民申請を行うことを妨げるものではない。

9 「アヴェナその他のメキシコ人」事件に関する I C J 判決に関する国連総会決議案の採択

20日、墨外務省は、「アヴェナその他のメキシコ人」事件に関する国際司法裁判所（I C J）判決に関する国連総会での総会決議案の可決について、プレスリリースを発出したところ、概要は以下のとおり。

- (1) 12月20日、国連総会の場においてメキシコが提出していた「2004年3月31日アヴェナその他のメキシコ人事件に関する I C J 判決に関する早急な履行の必要性」についての決議案が賛成69票で可決された。
- (2) 今次決議案の採択は、「アヴェナその他のメキシコ人」事件に関する2004年3月31日の I C J 判決を速やかに履行するよう喚起するものである。同 I C J 判決は、メキシコが米国に対し、米国内で51名のメキシコ人が関連手続を行うことができないまま死刑判決を受けたことは、領事関係に関するウィーン条約（1963年）に違反しているとして I C J に提訴し、判決が下されたものである。
- (3) I C J は、同判決に際し、米国が51名のメキシコ人に対し、情報提供及び速やかな領事手続支援の義務を怠ったとし、米国にはそれら51名のメキシコ人の罪状や量刑について、再審査・再検討を行う義務があるとした。
- (4) 同 I C J 判決が下された後、メキシコは14年間にわたり、米国務省及びその他の政府機関と判決内容の履行のために努力してきた。しかしながら、米国テキサス州裁判所において、I C J 判決に従い罪状や量刑について再検討されることなく、6名のメキシコ人が死刑に処された。
- (5) 今次決議案の採択により、メキシコ政府の国外のメキシコ人の人権保護に対する約束が示された。